

役員改選の進め方について

役員改選に備えた準備を次の考え方方に沿って進めること、検討を担当する理事の指名を理事長が行うこと、及び理事長による具体的な担当理事の指名について、の承認を求める。

1. 基本的考え方

以下の基本的考え方により、役員の改選を行う。

- 1) 定款及び役員選任方法に関する細則に従って改選を行う。
 - ・理事は 3 名以上 20 名以内、監事は 3 名以内とする。（定款第 21 条第 1 項）
 - ・理事及び監事は、理事会及び正会員の推薦を受けた者の中から、総会において選任する。（定款第 22 条第 1 項）
 - ・理事会からの推薦及び正会員からの推薦については、各々に定められた手続きに従う。（役員選任方法に関する細則第 2 条～第 5 条）
 - ・総会における役員の選任方法等については、各々に定められた方法により従う（役員選任方法に関する細則第 6 条～第 10 条）
- 2) 一般社団法人としての業務運営をより一層のレベルに向上させるため、内外の環境を考慮するとともに、従来から進めている中長期課題の検討状況についても必要に応じて反映する。
- 3) 具体的には、新たな時代の要請に応えるべく様々な取り組みを展開するために必要な人材の検討及び役員の世代交代の観点も勘案して、現役員の継続に加えて新たな候補者の推薦も考慮する。
- 4) 現役員については、出身会社等及び個人の事情をできる限り配慮する。

2. 検討を担当する理事

役員改選の検討を担当する理事を理事会として指名することとし、指名された理事は「役員改選の具体的手続き」「次期役員選任の考え方」を検討して理事会に付議する。具体的な担当理事は、今回の理事会で理事長が指名し、決定することとする。

3. 今後のスケジュール

- 2026 年 02 月 理事会において「役員改選の具体的手続き」「次期役員選任の考え方」を承認する。
- 2026 年 03 月 理事会において「理事会推薦候補者」を承認する。
- 2026 年 05 月 理事会において「次期役員候補者」を承認する。
- 2026 年 06 月 総会において「新役員の選任」を決議する。

4. その他の留意点

正会員からの推薦受付は、2026 年 3 月のタイミングとなることを想定する。

以上